

### 危険物取扱者保安講習会

#### 区分・対象

① 給油取扱所講習：給油取扱所の取扱い作業に従事している方。

② 一般(その他)講習：給油取扱所以外の危険物施設で取扱い作業に従事している方。

※ 危険物取扱者免状を所有し現に危険物取扱い作業に従事している場合、保安講習を受講する法律上の義務がありません。

● 日時：8月3日(木)

① 午前9時30分～午後0時30分

② 午後1時30分～4時30分

● 場所：那須町文化センター

(那須町寺子乙2567-10)

● 費用：4700円(栃木県収入証紙)

● 定員：各100名

● 申込方法：7月6日(木)～13日(木)に消防本部予防課・各消防署・各分署で配布の申請書を記入し直接申し込み。申請書は左記ホームページからもダウンロードできます。

● 受付場所：那須地区消防本部予防課

問 那須地区消防本部予防課  
TEL (28) 5103

問 (一社) 栃木県危険物保安協会  
TEL 028(622)0438  
http://www.13tochiki.or.jp/

### 土地家屋調査士による「土地家屋調査士の日」無料相談会

7月31日の「土地家屋調査士の日」にちなみ、土地・建物の表示登記に関する無料相談会を開催します。お気軽にご相談ください。

● 日時：7月29日(土)午前10時～午後4時

● 場所：那須塩原市いきいきふれあいセンター

● 内容：土地の境界確認、分筆・合筆・地目変更登記、筆界特定、建物の新築・増築・滅失登記

問 栃木県土地家屋調査士会北那須支部 平川昌也  
TEL 0287(63)2131

### 道路上に張り出している樹木伐採のお願い

市・県では、私有地から道路に樹木や枝が張り出している場合、所有者に伐採またはせん定をお願いしております。次のような状況が見られる土地の所有者は樹木の伐採、またはせん定をお願いします。

- ① 道路、歩道へ樹木が張り出している。
- ② 枯れ木、折れ枝などによる通行への障害・おそれがある。
- ③ 竹木の繁茂による通行への障害・おそれがある。
- ④ 建築限界を侵す場合。

倒木や道路上に張り出した枝の落下・落雪により、通行中の車両などが損傷する事故が発生した場合には、樹木の所有者が賠償責任を問われる場合があります。道路での交通事故防止のためにも、倒木など危険を及ぼすおそれのある樹木については、所有者において確認いただき、事前に伐採していただきますようご協力をお願いします。

● 作業時の注意事項  
① 電線や電話線がある場所で

の作業は、危険を伴いますので事前に最寄りの東京電力やN.T.Tに連絡してください。

② 作業にあたっては、通行車両、自転車および歩行者の安全確保と、樹木からの転落防止などに十分ご注意ください。

#### ● 建築限界とは

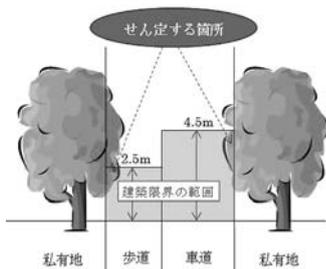
道路法第30条および道路構造令第12条では、道路を安全に通行するため、車道の上空4.5m、歩道の2.5mの範囲に通行の障害になる物(樹木・看板など)は置いてはならないと規定されております。

問 市道路維持課 B2階 (市道)

TEL (23) 8717

問 大田原土木事務所管理課 (一般国道・県道)

TEL (23) 6613





専門の司法書士が  
ご相談を承ります

# 相 続 無 料 相 談 受 付 中

## 相続・贈与・遺言・家族信託

まずはお電話にて  
お問い合わせ下さい

**TEL: 0287-22-4047** 千保司法書士事務所  
受付時間9:00~18:00 栃木県大田原市本町1丁目2695-124 法務局前

**A** 仮設庁舎A棟

**B** 仮設庁舎B棟

**東** 東別館

**文** 大田原市総合文化会館

**南** 南別館

**議** 議会棟

パスポート申請について

平成22年10月からパスポート申請窓口が県から各市町に変わりました。栃木県旅券センターでは申請できませんのでご注意ください。(那須庁舎内の旅券窓口は閉所しました。)

●**受付**：市民課。パスポート窓口

※支所・出張所は申請書の配布のみ行っています。

●**受付時間**：月～金曜(土日祝日・年末年始を除く)  
午前8時30分～午後5時15分

●**申請できる方**

- ▼本市に住民登録のある方
- ▼学生や単身赴任などで本市に居住し、住民登録が栃木県以外の方(居所申請)

●**交付・受領**

- ▼交付は土日祝日を除き1週間後です。
- ▼旅券の受領はご本人がおいでください。(代理受領不可)
- ▼窓口延長日(水曜)は交付のみ午後7時まで行います。(要予約)

※必要書類などは、市ホームページをご覧ください。左記へお問い合わせください。

**問** 市民課 **A**1階  
TEL (23) 8752

水道管の漏水調査を行います

水道課では、各家庭に給水している大切な水を無駄にしないため、漏水調査を行います。ご不在の場合でも水道メーターを調査することがありますので、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

※なおこの調査で委託業者がお客様に調査代金を請求することはございません。

●**期間**：平成29年7月10日(月)から平成30年2月末頃まで

●**調査地区**

- ・黒羽向町、大豆田、余瀬、蜂巣、松木沢のそれぞれ1部の地域
- ・住吉町、山の手、本町、紫塚、中央、新富町、城山、若松町、中田原、今泉、町島のそれぞれ1部の地域
- ・片府田、新宿、蛭田、蛭畑、佐良土のそれぞれ1部の地域

※詳細な調査地区についてはホームページをご覧ください。

●**調査内容** 公道、お客様の敷地内止水栓の漏水音を調査します。

●**調査委託業者**  
吉川水道サービス(株)

※水道課発行の身分証と腕章

市で実施する  
通行量調査の調査員募集

をしております。

**問** 水道課 **調**  
TEL (23) 8713

●**調査実施日**  
9月8日(金)・10日(日)

●**仕事内容**  
午前9時～午後6時の間、四輪車・自転車・歩行者の大田原市内の通行量を調査する。

●**募集人員**：各日45名(延べ90名)※先着順

●**調査員賃金**  
8000円(1時間800円×10時間)

※準備、片づけ時間も含む

●**配置場所**：市内20地点

※8月18日(金)までに左記へ電話、メールまたは来庁のうえ申し込み。

※詳細は左記へお問い合わせください。

**問** 商工観光課 **文** 2階  
TEL (23) 8709  
syoukou@city.ohatawara.tochigi.jp

日頃から災害に備えましょう

局地的大雨や台風が発生する季節を迎え、土砂災害が発生しやすくなります。日頃から気象情報に注意し、避難場所を確認するなど、災害に備えましょう。

■ご家庭でも備蓄を!

地震などの大規模な災害の発生時は、一部の食料品が品薄または売り切れ状態になるおそれがあります。最低でも3日、できれば1週間分の備蓄をしましょう。

■よいちメールの登録について

防災情報をはじめとする、暮らしに役立つ様々な情報をお届けします。ぜひご利用ください。

●登録方法

パソコンからの登録(<https://service.sugumail.com/ohatawara/member/>)  
携帯電話からの登録(<https://service.sugumail.com/ohatawara/>)



※携帯電話でメール受信制限(迷惑メール防止機能)を設定されている場合は、「city.ohatawara.tochigi.jp」ドメインの受信制限を解除してから、登録手続きをしてください。なお、受信制限(迷惑メール防止機能)設定の解除方法につきましては、携帯電話会社毎に方法が異なりますので、お手持ちの携帯電話の取扱説明書などをご覧ください。

●内容

防災・気象情報、防犯・事故情報、ごみ情報、くらしの情報、税金の情報・納期限のお知らせ、イベント・観光情報、こども・子育て情報、健康・医療情報、教室・講座のご案内、市役所からのお知らせ

●料金

本サービスの登録および利用料は無料ですが、情報取得にかかる通信料は利用者の負担となります。

■県内の雨量・河川水位情報をご覧になれます。出水期を迎えるにあたり、河川の急な増水や土砂災害には十分ご注意ください。また、県では、県内の雨量・河川水位情報等を配信しており、パソコンや携帯電話でご覧になれます。

パソコン  
(<http://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/>)  
携帯電話  
(<http://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/m/>)



**問** 県土整備部河川課 **TEL** 028(623)2445